

ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 GE. I

略語のリスト

国内官庁：ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI)

PL： ジョージア特許法¹

1 ジョージア特許法の条文はインターネット www.sakpatenti.org.ge から入手することができる。

指定（又は選択）官庁 ジョージア国家知的所有権センター 概要
 GE (SAKPATENT I) GE
 国内段階に入るための要件の概要

国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ジョージア語
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの、又は出願人が手続の基礎を補正するよう希望する場合には、補正されたもの及びPCT第19条に基づく説明書の双方 ³ ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの、又は出願人が手続の基礎を補正するよう希望する場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもの ³ ）
国際出願の写しを要求されるか？	されない
国内手数料 ⁴	通貨：米国・ドル（USD） 特許： 出願手数料 ¹ …………… USD 90 優先権主張手数料 …………… USD 120 独立請求の範囲1個の審査手数料 …………… USD 270 追加独立の請求の範囲ごとに …………… USD 120 実用新案： 出願手数料 ¹ …………… USD 90 優先権主張手数料 …………… USD 120

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から2箇月以内に提出しなければならない。
- 3 一定の状況において、国内官庁は国際出願の出願時の翻訳文及び補正されたものの翻訳文の両方を要求することができる。この場合、国内官庁は不足している翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 4 手数料は、出願人が発明者、高等教育機関又は独立科学研究組織の場合には70%減額され、出願人が学生、生徒又は退職者の場合には90%減額される。

G E	ジョージア国家知的所有権センター (S A K P A T E N T I) (続き)	G E
国内手数料の免除、割引又は払戻し	国際調査報告書又は国際予備審査報告書が作成されている場合、特許の審査及び請求の範囲手数料は50%減額される	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁵	<p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名⁶</p> <p>出願人が発明者でない場合には、譲渡証書⁶</p> <p>出願人がジョージアに居住していない場合には、代理人の選任</p> <p>代理人又は代表者を選任する場合には、委任状</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト</p>	
誰が代理人として行為できるか？	ジョージア居住者又は国内官庁に対して弁理士として手続を行うことが登録されている者	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

GE. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

PL Art. 25.1
47

GE. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書GE. I に概説されている。出願手数料は国内段階移行の日から1箇月以内に支払うこともできる。審査手数料は支払の求めを受領した日から3箇月以内に支払わなければならない。

PL Art. 25.3

GE. 03 譲渡証書

出願人が発明者でない場合、譲渡証書を提出しなければならない。この様式について特に定めはなく、認証の必要もない。提出期間は概要を参照。

PL Art. 25.2

GE. 04 委任状

委任状を提出して代理人又は代表者を選任しなければならない。国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士を代理人又は代表者とすることができる。

GE. 05 発明者の特定

発明者が匿名のままであることを希望する場合には、国内段階において特別の請求を国内官庁に行わなければならない。

PCT Rule 51bis.1(e)

GE. 06 優先権書類（翻訳文）

国内官庁は出願人に対し、必要な場合にのみ特別な通知により優先権書類のジョージア語による翻訳文の提出を要求することができる。

PL Art. 47

GE. 07 付与手数料

特許登録、特許付与に関するデータの公告、第1年度及び第2年度の特許の有効な維持のための付与手数料（特許発行並びに最初の2年間の特許維持）が要求される。付与手数料は特許付与の決定の日から3箇月以内に支払わなければならない。この期間内に手数料が支払われない場合、ジョージア特許の付与及び公告は行われず、ジョージア出願に関する手続は終了する。

GE. 08 維持手数料

国際出願後3年目から維持手数料を支払う。国際出願日から2年経過後に特許付与の決定が行われた場合には、特許が付与された現在の年度についての維持手数料、更に2年目から付与の年度までに経過した年度についての維持手数料とともに、付与手数料を支払う。その後の維持手数料はすべて支払期日前に支払うことができるが、遅くとも支払期日から6箇月が経過する前に支払わなければならない。維持手数料の額は附属書GE. I に示されている。

PCT Art. 25
PCT Rule 51

GE. 09 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

GE. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。

GE. 11 国際段階又は国内官庁に対する手続において出願人が期間を遵守しなかった場合には、回復を請求することができる。回復請求は、期間を遵守しなかった理由が解消してから2箇月以内であって、遵守しなかった期間の満了から1年以内に、書面で行わなければならない。出願人は、遵守されなかった行為を遂行し、回復手数料（附属書GE. I に記載）を支払わなければならない。

- PL Art. 13, 17(c), (d) GE. 12 実用新案
PCT Rule 49bis.1 出願人がジョージアにおいて、国際出願に基づき実用新案の取得を希望する場合には、第
(a),(b) 22条又は第39条で規定する行為をする時点で国内官庁にその旨を表示する。
76.5
- PL Art. 17(d) GE. 13 国際出願が実用新案を求める場合、出願人は次の要件に注意しなければならない。
26.5 これらの要件は特許のものと若干異なる。
- (a) 出願は1個を超える発明に関するものであってはならない。実用新案の保護は微生物の品種、動植物細胞の増殖、化学的方法により得た物質、バイオテクノロジー及び遺伝子工学生成物、新規用途での利用を対象としない。
- (b) 出願の請求の範囲は1個のみである。
- PL Art. 38 GE. 14 実用新案は、国内官庁が登録した出願及び付与した特許を考慮した新規性審査の対象となる。
- GE. 15 公告及び付与手数料（実用新案明細書の公告並びに最初の2年間の実用新案の発行及び維持手数料）は、国内官庁が実用新案付与の決定をした後3箇月以内に支払わなければならない。
- PL Art. 29(1.c) GE. 16 出願変更
特許を求める国際出願は、概要に記載された特許出願の国内段階移行の要件を満たした後であれば実用新案出願に変更することができる。変更は審査係属中であれば請求を行うことができる。
- GE. 17 実用新案を求める国際出願は、概要に記載された実用新案出願の国内段階移行の要件を満たした後であれば特許出願に変更することができる。変更は審査係属中であれば請求を行うことができる。
- PL Art. 35.3 GE. 18 審査手数料が支払われていない国際特許出願は、特許を付与しない旨の決定があった日から6箇月以内に出願人が実用新案のための審査手数料を支払えば、実用新案出願に変更される。

手 数 料¹

(通貨：米国・ドル)

特許又は実用新案出願手数料	90
－パリ条約に基づく優先権主張	120
独立請求の範囲1個の特許審査手数料	270
－追加独立請求の範囲1個につき	120
(国際調査報告書又は国際予備審査報告書が作成されている場合には50%減額される)	
実用新案審査手数料	90
オフィシャルアクションに対する回答期間の延長手数料	30
手続中の自発補正手数料	40
付与後の自発補正手数料	60
第22条又は第39条(1)の要件を満たさなかった国際出願についての出願人の権利回復手数料	100
出願回復手数料	60
30頁までの特許明細書公告手数料	60
－30頁を超える各頁につき	2
特許付与手数料	200
特許出願から実用新案出願への変更手数料	50
実用新案出願から特許出願への変更手数料	70
実用新案の公告及び付与手数料	170
維持料金	
特 許：	
－第3年目から5年目まで，各年	50
－第6年目から8年目まで，各年	70
－第9年目から11年目まで，各年	170
－第12年目から14年目まで，各年	250
－第15年目から17年目まで，各年	300
－第18年目から20年目まで，各年	500
実用新案	
－第3年目から4年目まで，各年	30
－第5年目から6年目まで，各年	70
－第7年目から8年目まで，各年	170
－第9年目から10年目まで，各年	300
特許又は実用新案の回復手数料	100

1 手数料は、出願人が発明者、高等教育機関又は独立科学研究組織の場合には70%減額され、出願人が学生、生徒又は退職者の場合には90%減額される。

手数料の支払方法

手数料の支払は米国・ドルで行わなければならない。出願人がジョージアに居住しない場合、支払は代理人によって行わなければならない。すべての支払には出願番号（判明している場合には国内番号、国内番号が判明していない場合には国際番号）、出願人の氏名及び支払手数料の種類を表示しなければならない。

手数料はすべてジョージア国家知的所有権センター（SAKPATENTI）に対して支払い、次の銀行宛の銀行振込とすべきである。

仲介人：

FEDERAL RESERVE BANK OF NEW YORK, USA

SWIFT CODE: FRNYUS33

口座番号: 021087992 GEORG

受取人銀行：

NATIONAL BANK OF GEORGIA, TBILISI

SWIFT CODE: BNLNGE22

受取人: National Intellectual Property Center of Georgia (SAKPATENTI)

IBAN: GE65NB0331100001150207

ს ა ქ ა რ თ ე ლ ო

G E O R G I A

პატენტები
სასარგებლო მოდელები
სასაქონლო ნიშნები
სამრეწველო ნიმუშები

Patents
Utility Models
Trademarks
Industrial Designs

მ ი ნ დ ო ბ ი ლ ო ბ ა

POWER OF ATTORNEY

მე (ჩვენ) ქვემოთ ხელისმომწერი

I (we), the undersigned

(სახელი და მისამართი)

(full name and address)

ვანდობ(თ)

do hereby authorize

(სახელი და მისამართი)

(full name and address)

შეიტანოს ჩემი(ჩვენი) სახელით
 ყველა ჩემი(ჩვენი) განაცხადი*
 განაცხადი *

to make on my (our) behalf proceeding to file
 all my(our) applications*
 an application *

(აღინიშნოს შესაბამისი უჯრა)

(check the applicable box)

№ _____ შეტანილი _____
(თარიღი)

№ _____ filed on _____
(date)

(გამოგონების, სასარგებლო მოდელის და ა.შ.
დასახელება)

(title of the invention, utility model, etc)

საქართველოს ინტელექტუალური
საკუთრების ეროვნული ცენტრში და **

With the National Intellectual Property Center of
Georgia and **

საქართველოში მოქმედი "საქართველოს სა-
პატენტო კანონის" და "საქართველოს
კანონის სასაქონლო ნიშნების შესახებ"
დებულებების შესაბამისად.

under the relevant provisions of the Patent Law
of Georgia and Law of Georgia on Trademarks

მინდობილობა ძალაშია *** განმავლობაში

The Power of Attorney is valid for the term of ***
years

ადგილი/Place:

თარიღი/Date:

ხელმოწერა/Signature:

ლეგალიზაციას არ საჭიროებს

No legalization required

* დაცვის სახე
** სხვა ქმედებანი, რომელზედაც
უფლებამოსილია პატენტრწმუნებული
*** წლების რაოდენობა

* The particular kind of protection
** Other matters for which the
attorney is appointed
*** Number of years